

平成 21 年度から

第 4 期介護保険事業計画がはじまりました － 介護保険料の改定 －

4 月から「第 4 期（平成 21 年度～ 23 年度）介護保険事業計画」がはじまり、
介護保険料が改定されました。見直しされた平成 21 年度からの介護保険料に
ついてお知らせします。

保険料改定の背景

○給付費の増加

介護保険料は 3 年に 1 回見直しを行います。第 3 期（平成 18 年度～ 20 年度）では、月額保険料を 4000 円としていましたが、この間、高齢者の増加と共に介護サービスの利用者の増加に伴い、介護給付費（保険者である大山町が支払います）が増加しています。この 3 年間の介護給付費実績から今後も増加が見込まれます。

○介護報酬の改定

介護保険制度が導入されて以降、膨らむ給付費を抑制するため介護報酬が過去 2 回引き下げられました。この結果、全国的に介護施設では収益悪化や低賃金による介護従事者の離職率の増加により深刻な人手不足となったり、人材確保が困難であるなどの実態が明らかになりました。今後の介護サービスについて、①介護従事者の人材確保・処遇改善②医療との連携や認知症ケアの充実③効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証を基本的視点において介護報酬が改定されました。（改定率 3%）

○負担のあり方の見直し

第 1 号被保険者（65 歳以上）数が増加し、第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳）数が減少していることから保険料の負担割合が改定されました。

○介護保険料の負担割合

区分	被保険者		国	県	町
	第 1 号 (65 歳以上)	第 2 号 (40 歳～ 64 歳)			
平成 20 年度まで	19%	31%	25%	12.5%	12.5%
平成 21 年度から	20%	30%	25%	12.5%	12.5%

※保険料負担割合が 1% 上がることにより、保険料が約 80 円（月額）上がります。



「XNUMX」

○大山町の要介護・要支援認定者数
1043 人

○65 歳以上の人口 5844 人に対する要介護・要支援認定者数の割合は 17.8% です。（県平均と同じ）
3 年前は県平均の 1.07 倍でしたが、認定者の見直しやさまざまな介護予防事業の取り組みにより、認定率は県平均並みとなっています。